

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和5年12月12日

収支等命令者
佐賀県立名護屋城博物館統括副館長

1 業務内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | 令和5年度名護屋城博物館テーマ展イラストデザイン・展示グラフィック・パンフレット制作業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙1「令和5年度名護屋城博物館テーマ展イラストデザイン・展示グラフィック・パンフレット制作業務委託仕様書」による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和6年3月25日（月曜日）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県立名護屋城博物館 企画展示室
（佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931番3号） |
| (5) 予算額 | 1,650千円（消費税額及び地方消費税額を含む） |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、単独または共同により次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独提案の場合

- ①過去に同種かつ同規模の業務を実施した実績を有していること。
- ②県内に本社、支社、営業所等を有すること。支社、営業所の場合は、従業員の50%以上が県内に住所を有するか、または県内に住所を有する者を50人以上雇用していること。
- ③緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- ④事業の目的達成のために必要な企画・立案に関して、ノウハウや技術を有していること。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑧佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- ⑨自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員を言う。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 共同提案の場合

- ①代表者（幹事者）を定めること。
- ②構成員のいずれかが2(1)①の実績を満たしていること。
- ③すべての構成員が、2(1)②～⑨の要件を満たしていること。
- ④すべての構成員は他の共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県立名護屋城博物館 学芸課 企画普及担当
郵便番号 847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3
電話 0955-82-4906
ファックス番号 0955-82-5664
電子メールアドレス nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp
- (2) 関係書類の交付期間及び方法
令和5年12月12日（火曜日）から令和6年1月16日（火曜日）まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会

- (1) 日時 令和5年12月20日（水曜日）14時から
- (2) 場所 佐賀県立名護屋城博物館 1階 図書閲覧室
（佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931番3号）
- (3) 説明会参加申込書
 - ア 提出資料 説明会参加申込書1部（別紙様式1）
 - イ 提出期限 令和5年12月19日（火曜日）17時まで
 - ウ 提出場所 佐賀県立名護屋城博物館
（佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931番3号）
 - エ 提出方法 メール、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。メールの場合は送付後に提出した旨を電話連絡すること

5 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申込書に関係資料を添付のうえ、本公示3(1)の担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和5年12月25日（月曜日）正午まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和6年12月28日（木曜日）までに通知する。
- (3) 提出資料
 - ア 企画コンペ参加資格確認申込書1部（別紙様式2）
※共同提案の場合は全構成員の提出が必要
 - イ 実績書10部（別紙様式3）

ウ 会社概要10部（別紙様式4）

エ 共同提案の場合は、共同事業体協定書の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年12月12日（火曜日）から

令和5年12月21日（木曜日）正午まで

(2) 受付方法 質問書（別紙様式5）は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）、FAX、電子メールにより受付を行う。FAX、電子メールにより送信を行った場合は、担当課に質問書が到達したことを確認すること。

※電話による質問に対しては回答しないこととする。

(3) 受付場所 本公示3(1)の担当課と同じ。

(4) 回答方法 受付期間に寄せられた質問に対する回答については、令和5年12月22日（金曜日）までに説明会参加者全員へメールにて回答する。

7 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、本公示3(1)の担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、下記のとおりとする。なお、各案については訴求ポイントを含めて記載すること

ア イラストデザイン案（豊臣秀吉、城下町のイラスト）及びデザインワークのコンセプト

※もともとなる画像は別添のとおり

イ 展示グラフィック案（イラストデザインと統一感のあるものとする）及びデザインワークのコンセプト

ウ パンフレットデザイン案（イラストデザインと統一感のあるものとする）

エ 業務実施体制（業務実施体制図、責任者（プロフィール、活動実績等を記載）、担当者、要員など配置する人数を含めて詳細に記載）

オ 業務スケジュール

（業務の実施方針や令和6年1月～令和6年3月までのスケジュールを記載）

カ 業務実績

(2) 提出期限 令和6年1月15日（月曜日）正午まで

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

ア 提案書（任意様式にてA4かA3片面10枚（表紙・目次を除く）以内）10部

※1参加者につき1提案に限る。

※各ページに通し番号をふり、「令和5年度名護屋城博物館テーマ展イラストデザイン・展示グラフィック・パンフレット制作業務企画提案書」と記載した表紙を付けること。

※本公示7(1)に沿って記載すること。

イ 見積書（任意様式）10部（原本1部、写し9部）

※本公示1(5)の予算額を上限金額とし、見積額（税込）及びその明細について記載すること。

※宛名は「佐賀県立名護屋城博物館統括副館長」とすること。

※別紙1「令和5年度名護屋城博物館テーマ展イラストデザイン・展示グラフィック・パンフレット制作業務仕様書」の「4 業務内容」(1)～(7)の小項目ごとの金額が分かるように作成すること。

(4) 企画提案書作成時の留意点

- ア 展覧会の展示に適した、魅力的かつ効果的な提案を行うこと。
また、企画提案にあたっては、別紙1「令和5年度名護屋城博物館テーマ展イラストデザイン・展示グラフィック・パンフレット制作業務委託 仕様書」の「4業務内容」を参考にすること。
- イ 業務の目的や内容を十分に理解した上で、業務実施方針及びスケジュールについて、具体的かつ実現可能な提案を行うこと。
- ウ 提案の内容については、具体的な図面やイラストなどを使用して説明すること。
- エ 提出書類の取扱い
提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
提出された提案書は返却しない。
なお、提出された資料については、本業務に関する目的以外には使用しない。

8 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和6年1月16日(火曜日)
※時間については、参加者に参加資格確認結果とあわせて、後日連絡する。
- (2) 場所 佐賀県立名護屋城博物館 1階 図書閲覧室
(佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931番3号)
- (3) 備考
プロジェクター及びスクリーンは県で用意するので、使用を希望する場合は、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

9 結果の通知

令和6年1月17日(水曜日)までにすべての参加者に対し書面により通知する(予定)。

10 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合

- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2つ以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

ア 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が二者以上あるときは、技術点（企画内容に対する評価）が高い者を最優秀提案者とする。

イ 最優秀提案者との協議が不調となった場合には、次点者を選定する。

ウ 総合点の最低基準点である6割に満たない場合は不合格とする。また、加算項目（総合的な評価）以外の項目に0点があった場合も不合格とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 実施スケジュール（一部予定含む）

ア 佐賀県ホームページでの公募開始	令和5年12月12日（火曜日）
イ 説明会参加申込書提出期限	令和5年12月19日（火曜日）17時
ウ 説明会	令和5年12月20日（水曜日）14時
エ 質問書提出〆切	令和5年12月21日（水曜日）正午
オ 参加資格確認申込書等提出期限	令和5年12月25日（月曜日）正午
カ 参加資格確認結果、審査会開催通知	令和5年12月28日（木曜日）
キ 提案書提出期限	令和6年1月15日（月曜日）正午
ク 企画コンペ審査会	令和6年1月16日（火曜日）
ケ 決定通知	令和6年1月17日（水曜日）※予定

(8) 留意事項

ア 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出することとする。

イ 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

ウ 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにする。

エ 天災その他やむを得ない理由により企画コンペ手続を行うことができないとき、手続を中止する。この場合の損害は、参加者の負担とする。

(8) 遵守事項

受託業者は、本業務の目的や内容を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、発注者と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守すること。